

平成30年7月6日(金)
国土交通省関東地方整備局
東京国道事務所

記者発表資料

国道20号(甲州街道)新宿御苑トンネルの 防災設備点検に伴う「夜間全面通行止」

国道20号「新宿御苑トンネル」において防災設備の点検を実施するため、下記のとおり夜間全面通行止となります。

通行止の間は、新宿通りを迂回路としてご利用ください。また、案内看板及び交通誘導員の指示に従ってください。

ご通行の皆さまには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

この点検は、トンネル内で火災が発生した場合、火災を知らせる火災検知器や、消火作業を行うためのスプリンクラー、消火栓、消火器等の各防災設備の点検を含めた動作確認をするために毎年実施しています。

1. 日 時：平成30年7月14日(土) 深夜23:00～翌朝6:00
2. 場 所：国道20号(甲州街道) 新宿御苑トンネル(上下線)
(四谷4丁目交差点～新宿4丁目交差点)
3. 規制内容：上下線全面通行止
4. 迂回路：新宿通り(詳細は、別紙をご覧ください。)

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、東京都庁記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 TEL 03-3512-9090(代表)

副 所 長 阿久津 保則(内線204)

施設管理課長 酒井 雅利(内線391)

新宿御苑トンネル通行規制のお知らせ

平成30年7月14日（土）深夜23:00～翌朝6:00

【予備日】平成30年7月28日（土）深夜23:00～翌朝6:00



参考

新宿御苑トンネル防災設備点検の目的について

新宿御苑トンネルは、国道 20 号の四谷四丁目から新宿御苑の直下を通り新宿四丁目に至る延長約843mのトンネルです。トンネル内には火災発生時に道路利用者の安全を確保するため、スプリンクラーや消火栓などの防災設備、換気設備及び排水設備を設置しています。

防災設備については動作状況を確認するため 1 年に 1 回、スプリンクラーの放水試験を実施しており、試験時には噴霧された水が道路利用者の視界を霧状に遮り、安全な通行が出来なくなるため、全面通行止にしています。また、消火栓や消火器などの防災設備についても併せて点検を実施します。



【スプリンクラー設備】

トンネル内に 5m 間隔で 294 個設置されており、車両火災時などに約 50m の範囲を放水し消火作業を行う防災設備です。

また、消火栓や消火器などの防災設備についても併せて点検を実施します。



【消火栓、消火器設備等】

トンネル内の 50m 間隔に、押しボタン式通報装置と消火器を備えた泡消火栓 34 台が設置されています。この他にも火災検知器 72 台、非常用電話 18 台なども設置されています。